

光 市 記 者 発 表 資 料

令和7年3月25日

件 名

働きやすい服装での勤務の通年化について

内 容

公務職場における服装としての信用と品格を保ちつつ、ノーネクタイ・ノー上着等の働きやすい服装による勤務を令和7年4月1日から通年で実施します。

記

1 概要

市では、環境への配慮と、働きやすい職場環境づくりを推進するため、ノーネクタイ・ノー上着の取組を通年実施し、同時に執務中の服装について柔軟化を図り、職員がその業務に応じて働きやすい服装での勤務を推奨することとします。

2 留意事項

- (1) T P O（時間、場所、場合）に応じたものとし、市民や相手方に不快感を与えないように努めます。
- (2) 行事や式典への出席など、社会通念上必要と考えられる場においては、上着やネクタイを着用します。

3 開始日

令和7年4月1日（火）

問 合 せ

担当課 総務課 人事係

担当者 坪井、本間

電 話 0833-72-1402